



医療事務119番

相談できる。こたえてくれる。

平成28年度
診療報酬改定
レポート

2016年5月20日

先日来よりお伝えしている厚生労働省保険局医療課より出されている事務連絡疑義解釈資料の抜粋です。
4月25日以降新しい資料は出ていませんが、お伝えできていない分を掲載します。

※一部抜粋です。問の番号は厚生労働省より出された疑義解釈の並びではありません。

No,01 初・再診料

Q 初診料において、「歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷に係る診療が継続していると推定される場合」は初診として扱わないとされたが、歯周疾患等の慢性疾患である場合の初診料の取扱いが変更になったのか。

A 初診料の取扱いは従前のとおり。

No,02 かかりつけ歯科医機能強化型診療所

Q かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所においてエナメル質初期う蝕に罹患している患者に対する管理を行う場合は、歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算により行う必要があるのか。

A 患者の状況に応じて、患者ごとにエナメル質初期う蝕管理加算又はフッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」のいずれかを選択して差し支えない。

なお、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出を行う以前にフッ化物歯面塗布処置により管理を行っていた場合については、施設基準の届出後にエナメル質初期う蝕管理加算による管理に移行しても差し支えない。

No,03

Q かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準告示の(2)について、常勤歯科医師の複数名配置が必要か。また歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上の配置の場合、歯科医師及び歯科衛生士ともに常勤配置が必要か。

A 歯科医師、歯科衛生士ともに常勤、非常勤は問わない。ただし、研修を受けた常勤歯科医師の配置は必要である。

No,04

Q かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の通知の(1)において、「過去1年間に歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。」とあるが、1年間の算定実績が必要か。

A 1年未満であっても、歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料のそれぞれについて算定実績があればよい。

No,05 歯科衛生実地指導料

Q 歯科衛生実施指導料の告示において、対象患者が「歯科疾患に罹患している患者」に変更になったが、留意事項通知は従来そのままとなっていることから取扱いは従来どおり、う蝕を原因とする疾患(Pul,Per等を含む)や歯周疾患に罹患している患者が対象となると考えてよいか。

A 貴見のとおり。

No,06

Q 歯科衛生実施指導致料において、「ブランクチャート等を用いたブランクの付着状況の指摘」とされたが、ブランクチャート以外の方法でブランクの付着状況を指摘してもよいのか。

A ブランクチャートを使用しなくても、例えば口腔内カメラにより患者の口腔内をモニターに映す、デジタル写真を活用する等によりブランクの付着状況が確認できれば差し支えない。

No,07 有床義歯内面適合法

Q 平成28年3月に新たに製作した有床義歯に対して6月以内に有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の50/100に相当する点数の算定となるのか。

A 平成28年4月1日以降に実施する有床義歯内面適合法については、平成28年3月31日以前に製作したのものについても50/100で算定する。

No,08 在宅療養支援歯科診療所

Q 現在、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関について、平成29年3月31日までに新たな様式18による再度の届出が必要か。

A 在宅療養支援歯科診療所については、平成29年3月31日までに新たな様式18による届出が必要である。

No,09 在宅療養支援歯科診療所

Q 現在、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関について、平成29年3月31日までに在宅療養支援歯科診療所の再度の届出を行う場合において、研修会の修了証の写し又は最初に在宅療養支援歯科診療所の届出の副本（受理番号が付されたもの）の写しが必要か。

A 研修の受講歯科医師に変更がない場合は、いずれも不要である。なお、届出内容に変更がある場合（研修の受講歯科医師に変更があった場合等）については、経過措置期間であっても速やかに新たな届出を行うこと。

注意!

勤務されている歯科医師が受けた研修で施設基準を提出した場合、当該歯科医師が退職した際、施設基準を満たしていないとなり申請し直さなければなりません。開設者か管理者が受講した研修を申請してください。

No,10

Q 「疑義解釈資料の送付について」（平成28年3月31日事務連絡）において、かりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の要件となっている研修を新たに受講するものについては3年以内のものとする、とされたが、在宅療養支援歯科診療所の施設基準の届出を新たに行う場合に係る研修については、「疑義解釈資料の送付について」（平成20年5月9日事務連絡）による従来どおり届出日より4年以内のものをいうのか。

A 在宅療養支援歯科診療所の施設基準に係る研修については、「疑義解釈資料の送付について」（平成20年5月9日事務連絡）にかかわらず、届出日から3年以内のものとする。

平成28年度診療報酬改定に関する情報や疑義解釈は↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106421.html>